

串間市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、串間市長より財政援助団体等に対する監査の結果に係る措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表します。

令和6年3月29日

串間市監査委員 田 中 良 嗣

串間市監査委員 菊 永 宏 親



110-3463  
令和6年3月28日

串間市監査委員 田中 良嗣 様  
串間市監査委員 菊永 宏親 様

串間市長 島田 俊光

監査改善措置状況の提出について

令和6年2月26日付串監第1862号にて通知のありました財政援助団体等に対する監査の結果における指摘事項について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査改善措置状況の報告をいたします。

記

1. 監査の種類 財政援助団体等に対する監査
2. 監査実施日 令和6年2月9日
3. 監査改善措置状況 別添のとおり

(文書取扱 総務課総務係)



# 令和5年度財政援助団体等に対する監査措置通知書

団体名(社会福祉法人 串間市社会福祉協議会)  
担当課(福祉事務所)

指 摘 ・ 要 望 事 項	措 置 状 況
<p><b>1 串間市社会福祉協議会運営費補助金</b> <b>(社会福祉法人 串間市社会福祉協議会)</b></p> <p>(1) 生活福祉資金等貸付事業においては、これまでの「たすけあい金庫貸付事業」に加えて、令和2年度から令和4年度まで新型コロナウイルス感染症対策として、国の生活福祉資金である「特例貸付事業」が実施されている。引き続き低所得者の生活支援に配慮するとともに、貸付金の償還については適切な事務執行に努められたい。</p> <p>(2) 社会福祉協議会は、多種多様な各種団体と協働しながら地域福祉サービスの担い手として、最前線で活動している営利を目的としない公共性の高い民間組織である。現在、民生委員児童委員協議会等々の各種団体の支援業務以外に、市からの受託事業として、介護予防事業、食の自立支援事業、生活支援事業、地域包括支援センター事業、認知症総合支援事業、生活困窮者自立支援事業、市木デイサービスセンター指定管理業務を受託し幅広く活動している。しかしながら現状では人材確保や財源面等で大変厳しい状況のようである。今後も市との連携を密にしながら、安定した経営基盤</p>	<p>(1) 社会福祉協議会においては、今後も宮崎県社会福祉協議会との連携を図りながら世帯の状況把握を行い、訪問等によるアウトリーチにより、プッシュ型の支援を実施し生活状況に応じた償還猶予や免除の手続きを行うなど、借受人に寄り添った支援を実施していくことに努めていきます。</p> <p>(2) 受託事業をはじめ、各種団体業務を行いながら地域福祉推進に向けた活動において各種団体や行政との連携・協働に努めているところですが、特に介護保険事業である市木デイサービスセンターでは人口の減少と共に高齢化が進むなか、今後は利用人員も少しずつ減少していくものと考えております。また、経営においても介護保険制度の改正による介護報酬の変動など不安を抱えるところです。こうした状況を踏まえ、市との連携強化により一層努めていきたいと考えます。</p>

# 令和5年度財政援助団体等に対する監査措置通知書

団体名(社会福祉法人 串間市社会福祉協議会)  
担当課(福祉事務所)

指 摘 ・ 要 望 事 項	措 置 状 況
<p>の強化と、地域福祉サービスの向上に取り組まれることを望むものである。</p> <p>(所管課に対しての指摘)</p> <p>(3) 令和5年度の市からの運営費補助金は29,333千円であるが、この中で850千円については串間市遺族会連合会への助成金が含まれており、実質の運営費補助としては28,483千円である。このような補助金の支出については、串間市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱第1条(趣旨)に規定する、社会福祉事業の推進に馴染まないと思料する。</p> <p>(4) 近年、地域福祉ニーズは複雑・多様化しており、その中核を担う社会福祉協議会が果たす役割は益々重要になっている。このような中で市としても多くの社会福祉事業に関連する業務を委託しているところであるが、串間市社会福祉協議会においては、マンパワーの確保や、脆弱な財政基盤に対する懸念を抱かれている。このことから改めて行政との役割分担を明確にするとともに、必要な行政支援制度のあり方について法人とも十分協議・検討し対処されたい。</p>	<p>(3) 串間市遺族連合会への助成は政教分離に抵触するという見解もあることから市から串間市遺族連合会へ直接補助を行っておりません。しかしながら、今回の監査指摘を踏まえて、今後の補助の方法について検討してまいります。</p> <p>(4) 複雑・多様化する地域福祉ニーズに対応していくため、社会福祉協議会と連携を図りながら取り組んでまいります。</p>

# 令和5年度財政援助団体等に対する監査措置通知書

団体名(社会福祉法人 串間市社会福祉協議会)  
担当課(福祉事務所)

指 摘 ・ 要 望 事 項	措 置 状 況
<p><b>2 串間市市木デイサービスセンター指定管理 (社会福祉法人 串間市社会福祉協議会)</b></p> <p>(1) 令和4年度収支計算書、サービス区分資金収支計算書中、施設備品において決算額 120,000 円で洗濯機を購入しているが、当初予算には計上されていない。当基本協定書第19条(備品等の貸与)第1項においては、「市は本施設に係る備品等は無償で貸与する。」となっている。但し、第3項において、「備品等の故障等により、緊急に備品等を購入する必要がある場合においては、市と協議の上、乙が当該備品の購入又は調達を行うことができる」規定となっているが協議がされていない。基本協定書を順守されたい。</p> <p>(2) 令和4年度事業実績書から令和3年度と比較すると、食の自立支援及び配食サービス事業の実績では、令和3年度 648 食、令和4年度 967 食と増加している。一方で、通所介護事業及び日常生活総合支援事業の実績では、利用実人数 21 名~24 名、令和3年度 441 人、令和4年度 432 人と減少しており、過去5年間の実績についても減少傾向で推移している。利用促進の取り組みとして、異</p>	<p>(1) 指定管理業務において、備品等の購入について市との連携を密にしながら適正かつ円滑な管理を行ってまいります。</p> <p>(2) 現在、市木地区においては地域連携組織を主体に地域課題に対する仕組みづくりが進められており、社会福祉協議会としても常に地域組織や関係者との連携を図りながら地域福祉の推進に努めているところです。こうしたなか、今年度は小地域ケア会議の開催により改めて地域課題に対する整理と解決への取り組みに向けた仕組みづくりを構築していく考えです。そのひとつとして、市木デイサービスセンターの閉館日</p>

# 令和5年度財政援助団体等に対する監査措置通知書

団体名(社会福祉法人 串間市社会福祉協議会)  
担当課(福祉事務所)

指 摘 ・ 要 望 事 項	措 置 状 況
<p>世代間交流事業や、運営推進会議の開催など独自事業にも積極的に取り組んでいる。なお、市木地区の高齢化率からすると支援を必要とする新たな対象者は存在するものと思料する。今後も引き続き、地元の関係団体等と連携と協力体制を構築しながら、福祉活動の拠点施設としての機能・充実に努められたい。</p> <p>(所管課に対しての意見)</p> <p>(3) 指定管理料の精算について、基本協定書第27条(指定管理料の精算)及び、年度協定書第4条(令和5年度指定管理料の精算)で規定しているが、平成11年度の供用開始からこれまで一度も精算は行われていない。指定管理料の精算については、一律ではなく公の施設の特特殊性に鑑み判断すべきであると思料する。</p>	<p>を活用した地域住民のための居場所づくりに向け、地域連携組織や地区社協、民生委員、ボランティア等と連携を図りながら地域福祉の拠点施設とした取り組みを実施します。</p> <p>(3) 基本協定書第27条及び年度協定書第4条は、指定管理料に利用料金収入を加算した額が管理経費を上回った場合には、申請時に提示した割合の金額の返還について規定しております。指定管理者選定時における申請時に返還金についての考え方を伺っており、その申請に基づき対応を行っているところでございます。今後の対応については、施設の状況等を踏まえ、慎重に検討してまいります。</p>



# 令和5年度財政援助団体等に対する監査措置通知書

団体名(社会福祉法人 串間市社会福祉協議会)  
担当課(福祉事務所)

指 摘 ・ 要 望 事 項	措 置 状 況
<p>(4) 市木デイサービスセンターは平成11年に建設され築25年が経過しており、雨漏りや空調設備の不具合が生じている。串間市公共施設等個別施設計画(令和2年度策定)では、損傷が軽微である早期段階から、機能・性能の保持・回復のための修繕等を行い、予防的な保全を行う施設としての「長寿命化」に位置づけられていることから、計画的な施設・設備等の改修整備に努められたい。</p>	<p>(4) 串間市公共施設等個別施設計画において、市木デイサービスセンターは「長寿命化」としており、計画に則った改修等を行うとともに、突発的な修繕を行っております。今後におきましても、利用者等が快適に利用できるよう計画的な改修等を行ってまいります。</p>

# 令和5年度財政援助団体等に対する監査措置通知書

団体名（串間地区防犯協会）

担当課（市民生活課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	措 置 状 況
<p><b>3 串間市地域安全対策運営費補助金</b> <b>（串間地区防犯協会）</b></p> <p>（1）令和4年度の収支決算書では残額の232,794円を全額市に返還しているにもかかわらず、提出された資料の補助金交付状況中、令和5年度の事業内訳の前年度繰越額に350円の記載がある。これは、宮崎県防犯協会連合会より令和4年度分の配当金が令和5年4月17日に振り込まれたため、前年度の繰越金として計上したとのことである。当該団体の会計年度は4月1日から3月31日となっていることから、次年度の歳入として受け入れ、予算科目も繰越金ではなく雑入とすべきである。また、令和5年度の収支予算書（案）では千円単位で予算措置されているが、繰越金については確定した金額であることから円単位で計上すべきである。決算の段階で適切に補正対応を行い修正されたい。</p> <p>（2）令和5年度の出納関係において、事務職員（前任者）の社会保険料、消耗品費において立替払い、燃料費において過年度払いが行われている。このことは、事務職員（前任者）の長期療養休暇により、事務引継に混乱を招いたことが主な要因のようであ</p>	<p>（1）県防犯協会連合会等からの入金が次年度にあった場合は、繰越金ではなく雑入として受け入れます。また予算書（案）における繰越金につきましては、千円単位ではなく、円単位で計上いたします。</p> <p>（2）出納事務について、所管課職員によるチェックを行い、不適切な処理や誤りが生じないように、適正な予算執行を行っております。</p>

# 令和5年度財政援助団体等に対する監査措置通知書

団体名（串間地区防犯協会）

担当課（市民生活課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	措 置 状 況
<p>る。不適切な事務執行であることから、今後はチェックリストを作成するなど、出納事務に誤りが生じないよう適正な予算執行に努められたい。</p> <p>(3) 同、防犯協会員団体総合補償保険料 3,135 円（防犯指導員 165 円×17 名分）が執行されているが、振込手数料 330 円が含まれている。手数料の予算科目が設定されていることから、支出区分の用途を明確に整理されたい。</p> <p>(4) 当該協会の事務取扱規程第 6 条（事務局長の専決）では、出納関係においては同条第 1 項第 4 号の規定しかない。現状では事務局長一人で通帳、印鑑を所持し出納処理を行っている。チェック機能が働くよう専決規定の改正も含めて所管課と協議し改善されたい。</p> <p>(所管課に対しての意見)</p> <p>(5) 串間地区防犯協会規約第 3 条（事務局）の事務局は串間市市民生活課内に置くとなっているが、所管課の職員が防犯協会に直接的に関与できる規約とはなっていない。外郭団体の業務については外部に</p>	<p>(3) 振込手数料につきましては、予算科目「手数料」にて計上いたします。</p> <p>(4) 出納関係事務につきましては、所管課職員によるチェックを行っております。また、専決規定の見直しにつきましても、所管課と協議を行いまして、次回の総会にて諮ることとしております。</p> <p>(5) 他市の状況を確認したところ、ほとんどの市が防犯協会事務局を所管課内に設置しており、1 名体制で全ての業務を行っている状況であります。調書等については、各市、所管課職員によるチェックを行っている状況</p>

# 令和5年度財政援助団体等に対する監査措置通知書

団体名（串間地区防犯協会）

担当課（市民生活課）

指 摘 ・ 要 望 事 項	措 置 状 況
<p>設けることが望ましいところではあるが、当協会の会長は市長であり、歴史的に見て行政主導で設置された公共性を有した団体であると思料する。現在は事務局長一人で全ての業務を行っており、チェック体制も機能していない状況にあることから、所管課職員の事務局への関与のあり方について、他市の状況も調査し対処されたい。</p>	<p>であり、当市においても所管課職員によるチェック体制を強化し、適正な予算執行を促進して参ります。</p>

# 令和5年度財政援助団体等に対する監査措置通知書

団体名（ 串間市学校給食会 ）

担当課（ 学 校 政 策 課 ）

指 摘 ・ 要 望 事 項	措 置 状 況
<p><b>4 学校給食会運営費補助金</b> <b>（串間市学校給食会）</b></p> <p>(1) 現在の事務局職員については令和5年4月に採用されているが、職員手当における夏季手当が全額支給されている。串間市職員に適用される条例規則等を準用した場合、期末手当については「3カ月未満は100分の30」となっている。独自の給与規程がないことから根拠規程等を整備されたい。</p> <p>(2) 事務局職員の通勤手当について毎月金額が異なっている。提出された資料を確認すると旅費を職員手当の科目から支出していると思われる。支出科目に基づいた執行に努められたい。</p> <p>(3) 旅費規程第3条（旅費の支給）の規定においては、串間市職員の例により支給することとなっているが、第2項（支給額の調整）及び第3項（車賃）については適切ではないことから見直しを検討されたい。また、旅行命令簿が作成されていないので確認できる書類を整備されたい。</p>	<p>(1) 『串間市職員の給与に関する条例』に準じて、予算執行していなかったことを反省し、支給された過誤分を年度内に戻入したうえで、適正な予算執行に努めます。 今後再発防止のため、給与規程等の整備を図ります。</p> <p>(2) 「串間市職員に適用される条例規則等」に基づき、予算執行すべきところを誤っていたことを反省し、今後は適正な支出科目での執行に努めます。</p> <p>(3) 『串間市学校給食会旅費規程』、『串間市旅費条例』及び『串間市旅費に関する規則』に基づき執行すべきところ見直し、「旅行命令簿」での管理等を行った上で適正な予算執行に努めます。</p>

# 令和5年度財政援助団体等に対する監査措置通知書

団体名（ 串間市学校給食会 ）

担当課（ 学 校 政 策 課 ）

指 摘 ・ 要 望 事 項	措 置 状 況
<p>(4) 関連して、令和4年度串間市学校給食会計物資会計決算書では、2,611,813円の次年度繰越金が生じている。串間市学校給食会会計規程第3条第3項では、「決算の結果、給食費が著しく実費を超えるときは、役員会に諮って還付することができる。」規定となっている。近年の物価高騰は給食費の単価にも影響があるものの、給食費の値上げをせずに繰越金で調整するため還付はしなかったとのことである。このことは適切な判断であったと思料する。今後も物価の動向を注視しながら、引き続き安心安全な学校給食の提供に努められたい。</p> <p>(所管課に対しての意見)</p> <p>(5) 平成29年度の財政援助団体の監査において、串間市学校給食会補助金交付要綱における補助条件等の条文整備を指摘したところであるが改正がされていない。監査指摘については真摯に受け止め対応されたい。</p>	<p>(4) 今後も物価の動向を注視しながら、引き続き安心安全な学校給食の提供に努めます。</p> <p>(所管課に対しての意見)</p> <p>(5) 『串間市学校給食会補助金交付要綱』の補助条件等の条文整備を指摘されていたにも係わらず、整備されていなかったことを注意した上で、関係機関と協議し、早急に「職員の給与等に関する規定」を整備します。</p>

# 令和5年度財政援助団体等に対する監査措置通知書

団体名（ 宮交タクシー株式会社 ）

担当課（ 総合政策課 ）

指 摘 ・ 要 望 事 項	措 置 状 況
<p><b>5 串間市コミュニティバス運行業務委託指定管理 （宮交タクシー株式会社）</b></p> <p>（1）串間市コミュニティバスの過去5年間の利用者数は、本市の人口減少と相俟って、年々減少傾向で推移しており厳しい状況となっている。令和4年度の収支状況を見ると、運賃収入が大きく減少する中であって、広告収入による自主財源の確保や、人件費、燃料費、修繕費等において経費圧縮が図られており、その結果688,414円の営業利益を計上している。このことは、企業努力の成果であると評価するものであるが、令和5年度においては利用者の減少で赤字になることが予測されているようである。現在の指定管理者の指定の期間は令和6年度までとなっていることから、今後も市と連携した利用促進策の強化と、運行管理経費の削減に取り組み、引き続き安全で快適な「よかバス」の運行に努められたい。</p> <p>（所管課に対しての意見）</p> <p>（2）現在のコミュニティバスの指定期間は令和6年度までとなっている。過去5年間の利用者数は年々減少傾向で推移しており、このことは運賃収入に直接影響している。指定管理者においては、自主財源の確保</p>	<p>安全で快適な運行を最優先としつつ、広告収入以外の自主財源の検討、乗り方教室などの利用者増加の取組の推進、徹底した運行管理費の効率化などを引き続き図ってまいります。</p> <p>令和5年度は、「連絡調整会議」、「モニター会議」に加え、「乗込み調査」、「地域ワークショップ」を実施しております。今後もこのような場を設け情報共有をすることで、指定管理者と連携し、必要な措置等が生じた際</p>

# 令和5年度財政援助団体等に対する監査措置通知書

団体名（ 宮交タクシー株式会社 ）

担当課（ 総合政策課 ）

指 摘 ・ 要 望 事 項	措 置 状 況
<p>や経費削減に取り組んでいるが、企業努力にも限界があるものと思料する。このことから基本協定書第48条の運行管理業務を円滑に実施し、業務の調整及び情報の交換を図るため設置されている「連絡調整会議」や、利用者や関係団体で構成する「モニター会議」での意見要望等を考察しながら、持続可能なコミュニティバスの運行管理システムの構築を望むものである。</p>	<p>には適宜対応できるよう体制構築を図ってまいります。</p>